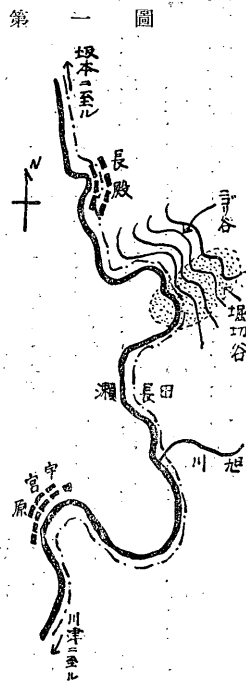


奈良縣吉野郡十津川村宇宮原ウツミハラの山崩報告

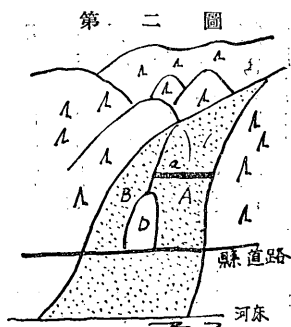
箱田顯雄
正司德俊

現地踏査報告 筆者等は三月二十日午前十一時四十分頃出張先賀名生村にて十津川村宇宮原の山崩を視察すべく電報命令を受け直ちに自動車にて現地向ひ約二時間の實地踏査を行つた。以下單時間の踏査ではあるが山崩の概略を斷片的に記述して報告となす次第である。

當山崩は三月十八日午前七時十分頃（正確な時間は不明であるが大體同時刻らしい）吉野郡十津川村宇宮原の堀切谷及びニゴリ谷（長殿より約二軒河下の左岸）に於て惹起され河幅約百米の河床に崩壊岩石、土砂を堆積して河水を堰き止めたものである、當時河水は七、八百米上流迄水位を増したものと想像されるが河水の流量少く大事に至らず右岸近くの弱所より堰堤次第に崩れて流水口を作り間もなく減水して我々の現地視察の時は四十種位も減水して居た。



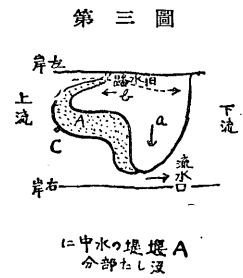
河床の堰堤は高さ六米乃至八米（目測推定）に及び切取りは相當難工事と思はれる、然し豪雨に見舞はれない限り氾濫の怖れはなく、而も兩岸は岩壁をなし河床深く普通の出水口は充分堪へ得るものと想像される。



第二圖
 A. 堀切谷
 B. ニゴリ谷
 C. 西谷の山背
 D. A部の傾斜の迄の總長傾斜に
 變る所
 沿ふて七百米に

山崩の幅は縣道路上にて百二十米位崩壞部の最高點より河床迄の總長傾斜に

貌を埋められ殆んど谷の形を失ひ平均傾斜角五十度位と思はれる、然し時間と天氣の關係で崩壞を全部見る事を得ず、河床より見る事が出來た斜面の總長は推定三百米で大體第二圖の様な地貌の部分である。



第三圖
 A. 堰
 B. 中水の全部なし

堀切谷はa部に於て二段になつて居る様な遠景をなしてゐる。多分上段が先づ崩壞し重壓の爲に下段が運動をなしたものと想像される。ニゴリ谷BはAの上段の運動がDなる山背を越へて作用して併起されたものと思惟する、D部は崩壞の岩石の露頭が現れて居る、此處で樹木の倒れた方向を見るに概して根は河下に、先きは河上に

向つて斜面に平行になるもの多く、僅かに之と直角の方面に倒れて居るものがあるのみである、此れはA部の山壞が山下より起つてD背に作用されて倒れたものらしくD背の割合に原形を残して居る事に依つて見れば此の背は相當の強さを持つた岩石より構成されて居る事が想像される。

次に河床の堰堤の様を見るに原因は不明であるが縦横二種の移動が起つて出來たものと思惟される、即ちa部は河流に直角に、b部は河流方向に移動した模様である、b部の水中に没した部分C點には立樹が其儘の状態にて移動し來り宛然舊河床面に生えた樹の感がある、現在の水路はaの先端にあり、流出口は幅五米水深五十糎にして以前の積であつた所に新河流が出來、舊水路の方は相當の深さに水を湛へて居る。

現場工事中の者より聞いた話

- (1) 當所は明治二十三年の大洪水の時に崩壞し上の部分にては今迄度々小崩壞を繰返して居た、此度の崩壞後も現在迄小さい崩壞は續いて居る。
- (2) 我々の河床より見た略圖の地貌は全景の半分にも足らず。
- (3) 崩壞前三三分頃郵便自動車に怪しい音を聞いて停車したら暫時して急激な大崩壞が起つた。(此れに依つて起つた時刻は大體正しいものと思はれる。)
- (4) 流水は崩壞後一時間停止し次第に新河口が出來た。
- (5) 通信交通は全く杜絶して通信機關は十九日に致つて復舊した、交通

は徒歩連絡にて僅かに行はれて居る。

(6) 崩壊に伴ふ地鳴は長殿の人々には聞へなかつた。(此部落が最も近い所である。)

(7) 堰堤に對する地方民は良い筏の留場が出来た、此れを自然の儘放任して置けば舊の河床迄流失するに二十ヶ年は掛るから良い事が出来たと

云ふ考へを持つて居る。

大體以上の通りであつて世間が騒ぐ程地方民は驚いて居ない様子である。然し交通の杜絶には困つて居る模様である。

(昭和八年三月二十一日記)

東京府羽田鈴木町の井戸ガス

噴出に關する調査報告

中央氣象臺羽田出張所

一、井戸變調當時の狀況 昭和八年七月六日午前十一時頃の地震ありたる日の夕刻午後七時頃より羽田鈴木町石井林藏氏宅井戸より黒色を呈したる水盛んに涌出すると共に瓦斯の吹出しあり、「ポカン〜」と音を發し井戸より三間位の地域に對して地響をなし、約十三回乃至十六回此の「ポカン〜」なる瓦斯吹出しの現象を續け後約十數分間全く止み、再び右の現象を繰返すと共に水の涌出盛んにして井戸より溢出したる狀況にて約三時間位にて此の現象は中止せり。翌七日の午後より再び斯

様の現象を繰返し約一晝夜續き後全く水の涌出止まる。現在に於ても水は出でず、水色は多少「にごる」も主として沃度、鐵分、鹽分を含めり。

二、石井氏宅井戸の性質及變調以前の狀況 井戸は掘抜きにて圖の如し、同井戸は掘抜約地面より八十尺なり、五、六十年前に掘られたる由なり、今迄に度々瓦斯發生し「ブク〜」位の程度にして、火を付ければ燃えたる由にして、且て「井戸さらへ」せるとき人夫の煙草より燃えたる瓦斯により火傷せる事等